

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

静岡地方裁判所(本庁) 執行官室(電話番号054-255-8534)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 28 日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 27 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 1 日 午前 9 時 50 分 場 所 静岡地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 11 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 6 月 12 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。	

物 件 目 録

3 所 在 静岡市駿河区東新田五丁目

地 番 608 番 26

地 目 宅地

地 積 77.65 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

4 所 在 静岡市駿河区東新田五丁目 608 番地 26

家屋 番号 608 番 26

種 類 共同住宅

構 造 鉄骨・木造陸屋根平家建

床 面 積 55.20 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1



物件明細書

令和 7年 3月19日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 澤 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号 3, 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 3, 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 4】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 3】

南西側に接する水路（暗渠）と 603 番 12 の土地の一部を介して建築基準法上の道路に接する無道路地である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

3 所 在 静岡市駿河区東新田五丁目

地 番 608番26

地 目 宅地

地 積 77.65平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

4 所 在 静岡市駿河区東新田五丁目 608番地26

家屋 番号 608番26

種 類 共同住宅

構 造 鉄骨・木造陸屋根平家建

床 面 積 55.20平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



令和6年(ケ)第 71号
令和6年11月29日受理
令和7年 1月27日提出

現況調査報告書

(2分冊の2 物件3，4)

静岡地方裁判所
執行官 伊 藤 公 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

3 所 在 静岡市駿河区東新田五丁目

地 番 6 0 8 番 2 6

地 目 宅地

地 積 7 7 . 6 5 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

4 所 在 静岡市駿河区東新田五丁目 6 0 8 番地 2 6

家屋 番号 6 0 8 番 2 6

種 類 共同住宅

構 造 鉄骨・木造陸屋根平家建

床 面 積 5 5 . 2 0 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	静岡市駿河区東新田5丁目19番11号			
土地	物件3			
現況地目	☒ 宅地（物件3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら（A，B） ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を共有し，占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	本土地上に看板（構築物）がある（土地建物位置関係図参照）			
建物	物件4			
種類，構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら（A，B） ☐ その他の者 上記の者らが本建物を共同住宅（空き家）として使用，占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

（注）チェック項目中の調査結果は，「☒」の箇所の記載のとおり
（ 2枚目）

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A (共有者)	1 私は、物件3の本件土地及び物件4の本件建物を兄のBと共有しています。 2 本件建物は、共同住宅として2部屋ありますが、現在は空き家です。 (令和6年12月4日に聴取)
■ C	1 私は、昭和ハウジング株式会社の代表者です。 2 本件建物は、以前は入居者の媒介をしていましたが、現在はしていません。 2部屋ありますが、すべて空き家です。 (令和6年12月13日に聴取)
■ B (共有者)	1 私は、本件土地及び本件建物を弟のAと共有しています。 2 本件建物は、共同住宅として2部屋ありますが、空き家です。建物内に残っている動産類は私たちの物です。 3 本件土地上に梢月旅館の看板が立っています。これは、私の亡母であるHが本件土地の西側の603番12の土地上等で旅館をしていたときに設置したものです。603番12の土地は、現在、亡母から贈与されて私と弟の共有になっています。 4 鍵はどこにあるのかわかりませんので、現況調査は解錠して実施してください。 (令和6年12月16日、24日(何れも電話)に聴取)
■ 静岡市役所河川課職員	1 本件土地の南西側に接する水路は暗渠となっており、現状、通路として使用されているようですが、暗渠となった経緯や水路上を通路として使用することの権原等については不明です。 (令和7年1月24日に聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
本件建物は、登記上平家建てであるが、ピロティで1階部分を駐車場として使用している。2階に共同住宅として2部屋ある。201号室の和室の畳は取り外されていた。
- 2 本件建物の郵便受けはテープが貼られて、郵便物が投函できない状態になっていた。ガスメーターは2つあったが、何れも停止していた。電気メーターは、201号室が停止し、202号室は取り外されていた。これらの状況、関係人の陳述及び現場の状況等から、本件物件の占有関係を前記2枚目記載のとおり認定した。
- 3 本件土地は、市道（建築基準法上の道路）に接しておらず、いわゆる無道路地である。現状は、南西側に接する水路（暗渠）と603番12の土地（本件土地と共有者らが同じ土地）の一部を舗装し、通路として使用して公道に出ている。水路（暗渠）を通路として使用している権原等は不明であるが、本件物件が売却された場合、市道に出るためには現状と同じく水路（暗渠）上を通行するのが他の土地のために損害が最も少ない方法と思われる。
なお、本件土地は、昭和40年4月27日に608番3の土地から、608番27の土地及び608番28とともに分筆された土地である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月29日（金） ： ー ：	執行官室	静岡市役所に間取図請求（郵送）
6年12月 4日（水） 12：15－12：25	物件所在地	物件確認，占有状況調査，外観写真撮影
6年12月 4日（水） 12：50－13：05	共有者A宅	共有者Aと面接
6年12月 4日（水） 16：40－16：45	静岡地方法務局	土地（近隣地）の登記事項要約書申請，本件土地上の建物の登記の有無について調査（本件建物以外に登記なし）
6年12月13日（金） 10：00－10：20	不動産会社所在地（静岡市駿河区下川原）	不動産会社代表者と面接
6年12月13日（金） ： ー ：	執行官室	静岡市消防局に間取図請求（郵送・間取図なし）
6年12月16日（月） 14：52－14：55	執行官室	共有者Bから事情聴取（電話）
6年12月24日（火） 16：28－16：32	執行官室	共有者Bから事情聴取（電話）
6年12月27日（金） 14：30－15：25	物件所在地	全戸不在，入室調査（全室），間取調査，境界調査，占有状況調査，写真撮影，評価人同行
7年 1月20日（月） 16：45－16：50	静岡地方法務局	土地（603-12）の登記記録の全部事項証明書申請
7年 1月24日（金） 10：50－10：55	静岡市役所河川課	職員から事情聴取

(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 1月24日 (金) 11:50-11:55	静岡地方法務局	土地 (608-3) の閉鎖登記簿謄本申請
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和 6年 12月27日 目的物件は不在で施錠されていたので (2 部屋), 立会人 I を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和成 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

土地建物位置関係図



♂写真撮影方向

間 取 図



物件 4

202号室

201号室



【2階】

1階はピロティ（駐車場）

♂写真撮影方向

写真 1

物件 4

物件 3

水路（暗渠）



写真 2

建物内の状況



写真 3

建物内の状況



写真 4

建物内の状況



写真 5

建物内の状況



写真 6

建物内の状況



写真 7

建物内の状況



写真 8

建物内の状況



写真 9

屋上（間取図に写真撮影方向の記載なし）



令和6年（ケ）第 71号
令和6年12月27日 現地調査
令和7年 1月31日 評 価

静岡地方裁判所 御中

評 価 書
(物件3、4)

評価人 不動産鑑定士

丸 山 哲 生 印

物 件 目 録

3 所 在 静岡市駿河区東新田五丁目

地 番 608番26

地 目 宅地

地 積 77.65平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

4 所 在 静岡市駿河区東新田五丁目 608番地26

家屋 番号 608番26

種 類 共同住宅

構 造 鉄骨・木造陸屋根平家建

床 面 積 55.20平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 6 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件3（土地）	金 8 2 0, 0 0 0 円
物件4（建物）	金 8 0 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件3、4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3の土地の内訳価格は物件4の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
3	物件目録記載のとおり	
4	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
物件3の土地の上に物件4の建物が存する。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件3）

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「安倍川」駅の東方・直線距離約 660m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅、共同住宅等が建ち並ぶやや街路条件の劣る用宗街道 背後の既成住宅地域。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% 無指定 高度地区(最高限2種 16m)、居住誘導区域
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	77.65 m ² 略台形 間口約 13m、奥行約 8m 平坦地 路面と等高に接面する中間画地 なし
接 面 道 路 の 状 況	西側幅員不明の簡易舗装道路(建築基準法上の道路ではない) ※特記事項参照	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用・・・物件4の建物の敷地として利用されている。 目的外建物の有無・・・なし その他・・・看板(位置については建物配置図参照)	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 なし※特記事項参照 ガ ス 配 管 なし※特記事項参照 下 水 道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管 (以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態 にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておら ず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は 敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事 項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をい う。	

特 記 事 項	・ 静岡市建築安全推進課及び土木管理課での調査の結果、物件 3 の土地は市道（建築基準法上の道路）に接面していない。 現状は、南西側で接する官地 603 番 27（地目：公衆用道路）及び水路（暗渠）並びに 603 番 12（本件土地と共有者らが同じ土地）の一部を通路として舗装し、市道に接続させている。 上記の官地は、建築基準法上の「道路に該当しない」と評価（評価番号：非－291）されている。 以上から、物件 3 の土地は無道路地であり、建物を再建築することはできない。 ・ 物件 3 の土地の前面道路に上水道の本管は通っていないが、南方約 30m の位置に静岡市の本管がある。引込みは可能であるが、通常よりも費用が嵩むことが予想される。なお、現在は井戸を利用している。 ・ 物件 3 の土地の北西方約 25m の位置まで都市ガス本管が配置されているが、供給事業者によれば本管の延長は出来ないとのことである。なお、現在は L P G を使用している。 ・ 静岡市「洪水ひなん地図（洪水ハザードマップ）」による浸水想定区域内（浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満）にある。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成9年7月6日新築 経 過 年 数：約28年 経済的残存耐用年数：少ない。
仕 様	構 造：鉄骨・木造平家建 屋 根：陸屋根 外 壁：サイディング 内 壁：クロス 天 井：クロス 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水、衛生（水洗） その他：なし
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。
現 況 用 途 等	現況用途：共同住宅 間 取 り：1K2戸（後添間取図参照）
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	劣る
建 物 の 利 用 状 況	建物共有者ら（A、B）が本建物を共同住宅（空き家）として使用、占有している。なお、建物内には共有者らの動産類が少量残置されている。 ※ 詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特 記 事 項	・物件2の建物は登記上平家建てであるが、現況は1階がピロティで駐車場として使用しており、2階部分が共同住宅である。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件は残存耐用年数が短く、修繕費等が多額に必要とされるため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする

1 基礎となる価格

① 物件3（土地）

物件3の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
3	93,200	0.5	77.65	0.9	3,260,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地 静岡駿河-24

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $114,000 \text{ 円/㎡} \times 101.0/100 \times 100/103 \times 100/120 \div 93,200 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地の画地状況を考慮。

◇地 域 格 差：公示地は街路条件（道路の配置等）、環境条件（周辺利用状況）が優る。

イ 個 別 格 差：接道状況等を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件4（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ = エ
4	157,000	55.20	0.07	610,000

ウ 現価率：経過年数、管理状態、市場性等を考慮して、現価率を7%と判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
3	3,260,000	0.4	法定地上権	1,300,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
3	3,260,000	－ 1,300,000		0.7	0.6	820,000
4	610,000	＋ 1,300,000	－	0.7	0.6	800,000
一 括 価 格 (合 計)						1,620,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、再建築不可地であること等を勘案すると、なお市場性が劣ると判断されるので、所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示地 静岡駿河－24

所 在：静岡市駿河区東新田3丁目707番6外「東新田3-30-11」

価 格：114,000円/㎡

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：198㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南東側6.0m市道

用途指定等：第1種中高層住居専用地域、建蔽率60%、容積率200%

地域の概要：住宅農地等が混在する区画整理済の住宅地域

第7 附属資料

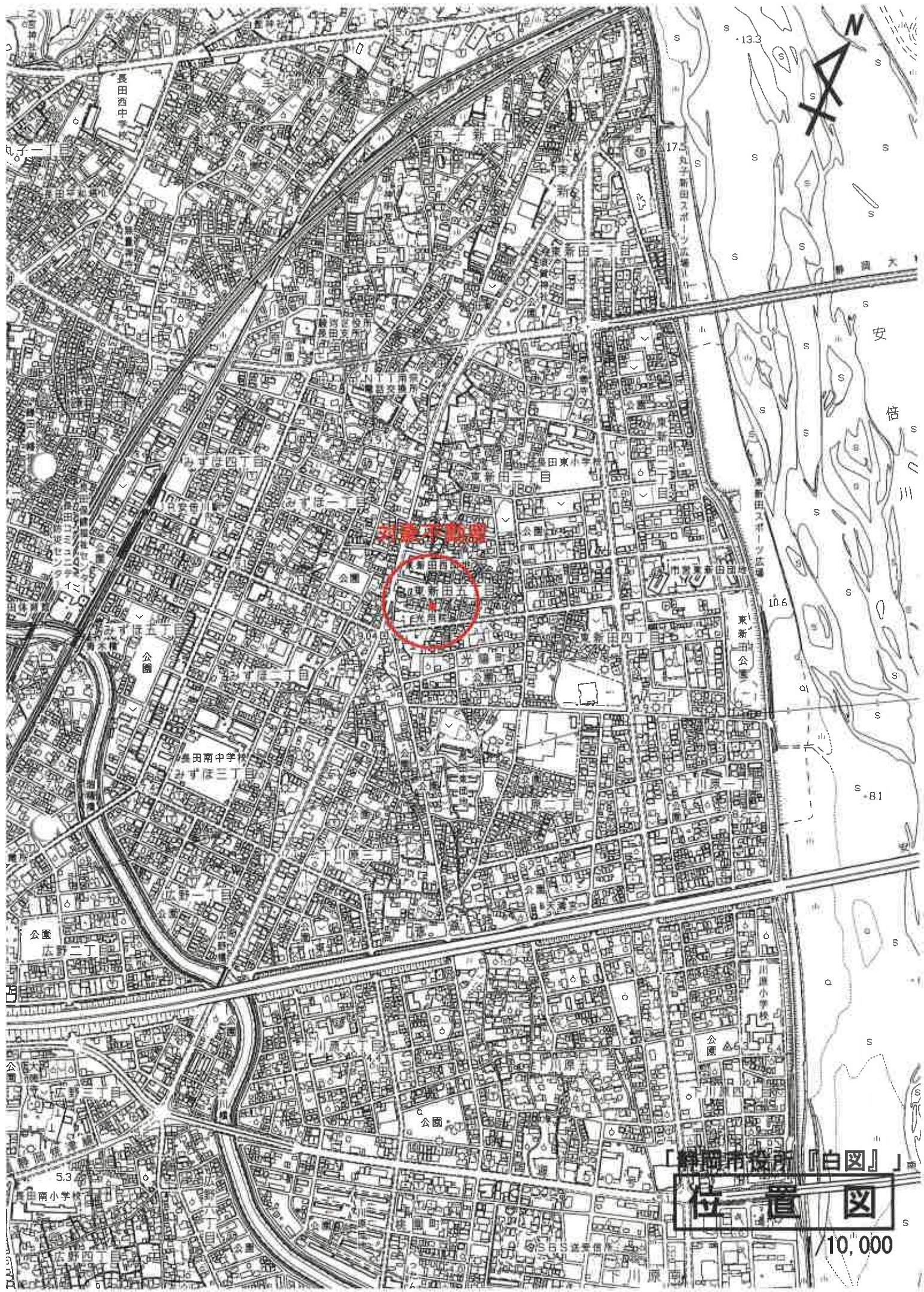
1 位置図

2 公図写

3 建物配置図

4 間取図

以 上



「新田市政府『白図』」
位置図

10,000

-606-10

4-4

4-8

-9

-1

-2

606-1

606-8

608-1
608-19

608-12

608-24

608-14

608-13

608-29

608-8

608-9

608-4

608-23

608-25

608-3

608-34

608-20

608-22

603-10

603-6

603-7

603-8

603-39

603-9

604-10

603-19

603-21

603-24

603-40

603-18

603-20

603-36

603-37

603-35

603-25

603-11

603-16

603-13

603-32

603-14

603-15

603-17

604-15

604-16

604-14

603-33

603-12

608-28

608-33

608-27

608-26

物件 3

602-2

610-1

610-2

610-4

610-3



公図写

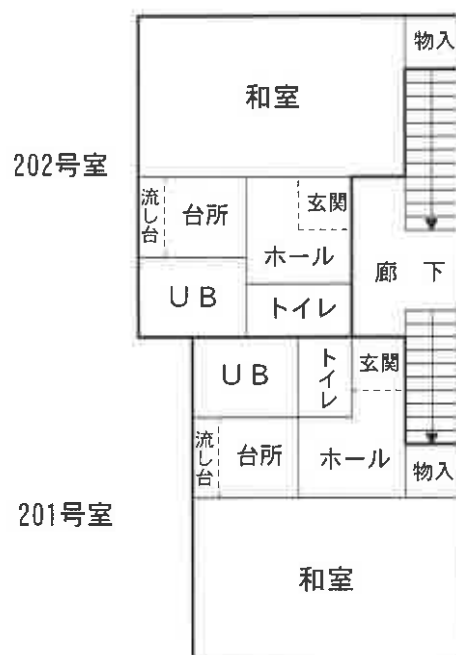
1/600



建物配置図



物件 4



【2階】

1階はピロティ（駐車場）

間取図